**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月九日

福岡市東区和白三丁目四番一一号

特定非営利活動法人日本技能海外普及機構

清算人　藤井　憲治

**解散公告**

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月九日

福岡県みやま市高田町江浦町四四六番地の二

有限会社二宮商店

清算人　二宮　重文

**解散公告**

当法人は、平成二十六年十月九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月九日

大分県杵築市大字南杵築一六七三番地三

特定非営利活動法人成年後見ネット・友愛サポート

清算人　財前　朗担

**解散公告**

当社は、平成二十六年十一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月九日

沖縄県那覇市天久一丁目二五番一二号

永森株式会社

代表清算人　黄　豊　家

**解散公告（第一回）**

当自治会は解散したので、当自治会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月九日

岐阜県各務原市鵜沼古市場町四丁目八六番地

認可地縁団体各務原市鵜沼古市場町川東自治会

代表清算人　林　一寿

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十六年十一月四日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月九日

兵庫県丹波市春日町黒井八一一番地　丹波市建設部都市住宅課内

丹波市石生駅西土地区画整理組合

清算人代表　梅澤　忠司

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十六年十一月十九日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月九日

島根県松江市乃白町八九番地四

松江市乃白北土地区画整理組合

代表清算人　持田　光敏

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十六年十一月十四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月九日

愛媛県松山市二番町三丁目四番地一七

医療法人修光会

清算人　田窪　恵子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十六年十一月十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月九日

愛知県知多郡美浜町大字野間字東畠ケ一五番地

農事組合法人野間畜産組合

清算人　森田　欣二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森市安方一丁目一一番地二三、最後の住所青森市旭町二丁目二九番三号　被相続人　亡　工藤　勝義

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月九日

事務所青森市古川一丁目一五番五号　オフィスビル木村三階　青い森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　鉄也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県大和市深見台四丁目八〇一番地、最後の住所茨城県潮来市大山一七六六番地二三八Ａ四―七　被相続人　亡　加藤　淑子

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月九日

事務所茨城県鹿嶋市宮中字東山三二一―一

相続財産管理人　弁護士　谷口　彰

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県伊勢崎市境木島二一九番地一、最後の住所東京都三鷹市下連雀一丁目二九番八号　被相続人　亡　髙畑　孝

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月九日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍三重県三重郡菰野町大字杉谷二六一番地一、最後の住所三重県三重郡菰野町大字吉澤四二九番地　被相続人　亡　西川　孝之

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月九日

東京都新宿区新宿一―一六―九シャンヴィラカテリーナ二〇二槇法律事務所

相続財産管理人　弁護士　槇　桂

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県千曲市大字八幡三〇二八番地、最後の住所東京都立川市富士見町七丁目三六番九号リバーサイド立川四〇二号室　被相続人　亡　島谷　暁子

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月九日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山市千石町五丁目四七番地、最後の住所富山市津羽見一〇三番地　被相続人　亡　赤祖父　透

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月九日

富山市西田地方町一丁目五―二五

相続財産管理人　弁護士　南　果

## 第３期決算公告

平成26年12月9日

東京都江戸川区南葛西三丁目４番13号

**株式会社ウェブダ**

代表取締役　布施　寿彦

**貸借対照表の要旨**（平成25年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 4,191,641 |
| | **資産合計** | **4,191,641** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,703,474 |
| | **負債合計** | **1,703,474** |
| | 株主資本 | 2,488,167 |
| | 資本金 | 3,000,000 |
| | 利益剰余金 | △511,833 |
| | その他利益剰余金 | △511,833 |
| | （うち当期純利益） | (2,666,606) |
| | **純資産合計** | **2,488,167** |
| | **負債・純資産合計** | **4,191,641** |